

1 ② 検証結果

2 部会等における審議参加状況を、開催回数が比較的多い、医薬品第一部
3 会及び医薬品第二部会について検証した。

削除: について

4 平成20年5月から8月までに開催された医薬品第一部会及び医薬品第
5 二部会における審議参加の状況は、延べ376人の委員が出席し、そのう
6 ち、13人が退室、54人が議決不参加であった。

7 また、全32の議題のうち、4議題においては出席委員数^(注)が定足数と
8 同数、14議題においては出席委員数が定足数を1名上回る状況であった。
9 また、定足数確保のために議題順の変更を行った事例があった。

削除: +

10 現行の申し合わせとなる前の「暫定申し合わせ（平成19年4月23日
11 薬事・食品衛生審議会薬事分科会申し合わせ）」運用時と比較すると、競合
12 企業を申告対象として追加したことにより、最大4社に関して申告を求
13 るようになったことから、審議不参加等の基準に該当する委員数が増加し
14 た。

15 次に、申し合わせの内容を踏まえた寄附金・契約金等の実態について、
16 平成20年度厚生労働科学研究として「薬事・食品衛生審議会における「審
17 議参加に関する遵守事項」の運用上の課題に関する研究（研究代表者：國
18 立医薬品食品衛生研究所長谷川医薬安全科学部長）」（以下「厚生労働科学
19 研究（長谷川班）」という。）において、全国の医学部・薬学部（研究科）
20 の教授等を対象とするアンケート調査が行われた（調査対象として、全国
21 の医学部・薬学部のおよそ3分の1に対して行われ、学部名・個人名を特
22 定できない形の匿名による回答が求められた）。

削除: 調査

23 当該アンケート調査の暫定集計結果によると、企業毎に、医学部・薬学
24 部の教授が直近1年間に受け取った寄附金・契約金等（奨学寄附金、不動
25 産、動産を含む寄附金、治験や共同研究・受託研究に係る研究契約金）及
26 びコンサルタント料等の個人的な報酬（コンサルタント料・指導料、特許
27 権・特許権使用料・商標等による報酬、講演・原稿執筆その他これに類す
28 る行為による報酬）の総額は、回答のあった107人中、①500万円を超
29 える額を受領した教授は1人、②50万円を超えて500万以下の額を
30 受領した教授は61人、③50万円以下の額を受領した教授は21人、④
31 受領なしの教授は24人であった。

削除: た。

(注) 申し合わせでは、議決不参加の基準に基づき委員等が議決に加わらない場合においては、当該委員等はあらかじめ議決権の行使を部会長に一任する旨の書状を提出することにより部会等に出席したものとみなし、当該委員等の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決結果に従って部会長により行使されたものとすることとされている。